

第 5 回コーデックス動物飼料特別部会 (CTAF) について

1. 開催日時及び開催地

平成 16 年 5 月 17 ~ 19 日、デンマーク (コペンハーゲン)

2. 概要

- (1) 本特別部会は、動物由来食品による消費者の健康へのリスクを最小化すること等を目的とした適正動物飼養実施規範 (Codex Code of Practice on Good Animal Feeding) を策定することを目的に設置され、昨年 3 月までに 4 回の会合が持たれている。

適正動物飼養実施規範については、既に昨年 6 月に開催された第 26 回コーデックス委員会総会において 飼料添加物の定義 (規定 6)、GMO の表示 (規定 11) 及び トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (規定 12、13) 以外について採択 (ステップ 8) されている。

- (2) 今回の第 5 回特別部会では、第 26 回総会で採択されなかった上記 3 点について議論が行われ、以下の内容で合意が得られ、本年 6 月 28 日から開催の第 27 回総会に付すこととされた。

飼料添加物の定義

定義で読まれる飼料添加物を明確にするため、「微生物、酵素、pH 調整剤、微量元素、ビタミン及びその他の製品が、その使用の目的及び給与の方法によってこの定義の範囲に含まれる」旨の脚注を付す。

GMO の表示

GMO の表示については食品表示部会で議論中であり、その結論を待つ。

トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング

飼料の T/PT については一般原則部会において合意された定義 (= 生産、加工及び流通の特定の段階において、食品の移動を追跡する能力) を適切に適用する。また、その手法の開発は、食品輸出入検査認証システム部会における議論の結果を待つ。

- (3) また、EC から、飼料分野における HACCP システムの適用やネガティブリストの作成等の新たな取り組みを提案、このための新たな部会立ち上げの計画書を作成し、第 27 回総会に提出することとされた。

3. その他

今回の特別部会に先立ち、上記 3 点に関して米国・EC 間で概ね合意しており、大きな議論なく結論に達した。

なお、飼料添加物の定義に関しては、各国の規制制度が異なる中でこれまで合意が得られなかったが、今回の特別会合において、定義がより幅広い制度を包含するものとなるよう我が国から表現について修正意見を出し、各国の合意形成に貢献できた。

コーデックス委員会第 5 回動物飼料特別部会レポート（仮訳）

開会

- 1 コーデックス委員会第 5 回動物飼料特別部会は、2004 年 5 月 17 日から 19 日まで、デンマーク政府の歓待によりコペンハーゲンにおいて開催された。デンマーク植物管理局長 Gorm Lunn が議長を務めた。本会合には 40 加盟国、1 加盟機関及び 11 国際機関より 115 名の参加があった。全参加者のリストを付録 1 として添付した。
- 2 EC（欧州共同体）の代表は、コーデックス委員会手続規則 Rule II.5 の段落 5 に基づき、EC と各加盟国との間の採決権に関する CRD1 を提出した。

議題の採択（議題 1）

- 3 特別部会は仮議題を本会合の議題として採択した。

コーデックス委員会総会及び他部会からの参照 / 関連事項（議題 2a）

- 4 特別部会は、手続きマニュアルの改正、リスク分析、コーデックス委員会及び FAO 並びに WHO の食品規格に関する作業への FAO/WHO 合同評価、コーデックス規格設定手続きにおける途上国の参加に対する FAO/WHO 信託基金、本特別部会の作業に関する第 26 回コーデックス委員会総会の決定及びトレーサビリティ / プロダクト・トレーシングに関する最新の議論等に関して、第 26 回コーデックス委員会総会及び他部会からの参照 / 関連事項について触れた。

FAO、WHO 及び OIE の活動の報告（議題 2b）

- 5 特別部会は、動物の飼料に関連する FAO、WHO 及び OIE の活動の以下のような報告について触れた。

国連食糧農業機構（FAO）

- 6 FAO の代表は、2004-2005 年の作業及び予算の FAO 計画を特別部会に報告した。この中には、『食品安全性方策及び “stable to table” の手順に沿った品質管理の適用』と名付けられた主要な成果を含む「獣医学的公衆衛生及び食品と飼料の安全性」に関する事項があった。
- 7 FAO の代表は、持続可能農業及び農業開発（SARD）に関連してなされたフードチェーンに沿った適正農耕規範（GAP）の開発、国際飼料工業機構（IFIF）とで組織した食品 - 飼料安全性会議（ローマ、イタリア、2003 年 10 月）並びにアフリカ飼料安全セミナー（サンシティ、南アフリカ、2004 年 3 月）及び国際酪農連盟（IDF）とで組織した酪農の衛生・安全に関する国際シンポジウム（ケープタウン、南アフリカ、2004 年 3 月）について特別部会に報告した。
- 8 地域的 / 準地域的な食品及び飼料の安全性に関するワークショップがバンコク（タイ）、カイロ（エジプト）及びチュニス（トルコ）で 1 年を通じて組織され、チュニジアでのワークショップ（2004 年 4 月）では北アフリカでの家きん分野に関する適正実施に焦点をおき、家きん飼料の製造における適正実施の適用のような問題と取り組むことに

についても示した。

- 9 FAO の代表は、専門家会議及び IFIF の支援による動物飼料工業のための代替たん白源に関するワークショップ（バンコク、2002年）の報告書及び議事録が2003年10月に出版され、FAO の出版物である『動物飼料の品質及び安全性の評価』が印刷中であることを指摘した。また、FAO が飼料工業のための適正実施のマニュアルの公開及び動物飼料の貿易のためのガイドラインを定めようとしていることも示された。このマニュアルの目的は、新しい規範がコーデックス委員会で採択されたときに、最新の包括的な情報及び実行のための実質的なガイドラインを提供することである。
- 10 飼料の安全性に関する技術協力並びに一般協力計画及び BSE 並びに他の人畜共通病の防止並びに調査のためのキャパシティビルディングに関する追加情報が提供された。

世界保健機構（WHO）

- 11 WHO の代表は、第48回コーデックス執行委員会からの推奨により FAO 及び OIE と共同で組織された、抗生物質の非対人使用及び抗生物質耐性に関する2つのワークショップに関する最新情報を提供した。
- 12 1つ目の抗生物質の非対人使用に関するワークショップ（ジュネーブ、スイス、2003年12月）は、動物（水産を含む。）及び植物への全ての抗生物質の非対人使用及びその抗生物質耐性における役割を現在ある科学的情報を基に考慮する予備的な科学的評価を行った。2つ目のワークショップ（オスロ、ノルウェー、2004年3月）は、全ての主要な利害関係組織からの参加者を含めて、広範囲の可能なリスク管理オプションを検討した。特に、このワークショップは、全世界的に抗生物質耐性を防止及び最小化するための、将来のコーデックス、FAO、WHO 及び OIE の本分野での作業の潜在的な方向付けに焦点をおいた。
- 13 WHO のワークショップは、抗生物質の非対人使用及び抗生物質耐性に起因するリスクは人の安全性評価の一部となるべきであり、適正な農耕の規範の実行を通じて抗生物質の必要性を低減可能であると結論した。更に、人にとって決定的に重要な抗生物質の分類の概念は今後 WHO により展開されるべきである。FAO、OIE 及び WHO は、キャパシティビルディング、ネットワーク形成及びさまざまな国において調査計画の実行を容易にするための協力の主要な役割を果たすべきであると結論した。
- 14 WHO の代表は、抗生物質の非対人使用に関連する抗生物質耐性に関するリスク管理オプションを開発するためのコーデックス/ OIE の特別会議を設立するべきであることを特別部会に示唆した。この提案は、抗生物質耐性菌の問題に関連する国際的な基準はリスク分析の過程により開発されるべきであり、リスク管理の活動はコーデックス及び OIE の提携が必要であるという認識に基づくものである。
- 15 2つのワークショップの報告書は WHO により出版され、参加の全3組織のウェブページでも利用可能とされた。

適正動物飼養実施規範における『飼料添加物』の定義及び規定11から13の検討（議題3）

- 16 特別部会は、第26回コーデックス委員会総会において、適正動物飼養実施規範にお

ける飼料添加物の定義及び規定 1 1 から 1 3 については特別部会の追加セッションで更に検討するためステップ 6 に進め、それ以外の部分をステップ 8 に進めたことを想起した。

17 特別部会は飼料添加物の定義及び規定 1 1 から 1 3 について次のように検討した。

飼料添加物の定義

18 特別部会は、定義に包括される飼料添加物のタイプを明確にするため、飼料添加物の定義に脚注、即ち『微生物、酵素、pH調整剤、微量元素、ビタミン及びその他の製品は、その使用の目的及び給与の方法に依存して、この定義の範囲に入る。』を付加することに合意した。より柔軟性をもたせるため、特別部会は脚注の用語中、『類似の』を『その他の』に修正した。

19 インドの代表による、脚注に薬草由来抽出物の使用を認める言及を含める提案に対して、特別部会は、それらの飼料添加物としての使用はケースバイケースで考えるべきであり、場合によっては訂正された定義で既に使用を認められていることを解説した。

20 定義の中で「動物の生産性」への言及を含めることは以前の会合で既に検討されたことを考慮し、特別部会はこの訂正を含めることに合意しなかった。

21 インドの代表は、飼料添加物の定義から「栄養的価値を持つと持たざるとに関わらず」の語句を削除するよう提案した。特別部会は、保存料のような物質が飼料添加物として使用されていることから、この削除が必要ないと考えた。

規定 1 1

22 特別部会は、遺伝子組換え体の表示の問題は多くの国及び食品表示部会で検討中であることに触れ、本規範にこのことに関する条項を含めるのは尚早であることに合意した。従って、規定の全体を抹消し、次のような本文及び脚注に置き換えた。

『この小節はモダンバイオテクノロジーから得られた飼料及び飼料原材料の表示には適用しない。⁽¹⁾

⁽¹⁾モダンバイオテクノロジーから得られた飼料及び飼料原材料を表示するかどうか及びいかに表示するかは、食品表示部会で検討されている食品の表示の開発を待つ。』

規定 1 2 及び 1 3

23 特別部会は、第 2 0 回一般原則部会（2 0 0 4 年 5 月）がトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの定義を、第 2 7 回総会での採択及び手続きマニュアルへの挿入のために進達したことを通知された。また決定に際して、一般原則部会において、特に以下の意見があったことが触れられた。一般的な定義に飼料及び食品生産動物を含めることは困難なこと、コーデックスの「食品」の定義は人の消費する食品のみを包括し「飼料」は含まれないこと、このコーデックスの定義はいずれにせよ本特別部会により利用できること。

24 特別部会は、第 4 . 3 節のタイトル『飼料及び飼料原材料のトレーサビリティ/プロダクト・トレーシング及び記録保管』に、一般原則部会で開発された定義が適切な形で本規範に適用されることを示すための脚注を付することに合意した。

25 特別部会は、添加物を含む飼料及び飼料原材料のトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングは適切な記録保管により可能とされるべきこと、表示については第4.2節において既に取り扱われており、飼料はバルクでも取り引きされることを認識し、表示への言及を削除することについても合意した。特定の製造システムにおいて、飼料チェーン全体の後方及び前方へのトレースが困難であることに触れ、「飼料及び飼料原材料の即座の直前の出所への後方トレースがなされ、直後の受領者への前方トレースがなされるべき」という文章とした。特別部会は、以下の改定された規定及び脚注について合意した。

『消費者の健康に有害な影響が識別された又はその可能性が生じた場合の適時の有効な製品の引止め・回収のため、添加物を含む飼料及び飼料原材料のトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングが適切な記録保管により可能とされるべきである。消費者の健康に有害な影響が認識され又はその可能性が生じた場合に、飼料及び飼料原材料の即座の直前の出所への後方トレース及び直後の受領者への前方トレースを容易にするよう、飼料及び飼料原材料の製造、輸送及び使用に関して、記録が保持され容易に使用できるようにされるべきである。』⁽²⁾

脚注⁽¹⁾ コーデックス一般原則部会におけるトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの定義を適切に適用する。

⁽²⁾ トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの詳細な手法の開発は、コーデックス食品輸出入検査認証システム部会における討議の結論を待つべきである。』

26 インドの代表は、記録及びサンプルをどれくらいの期間保存するかを明確にすることを提案した。しかしながら、全ての種類の飼料に適用する期限を定めることが困難なこと及び規範のアプローチの一般性を維持する必要があることを認識して、特別部会はこの提案について合意しなかった。

27 特別部会は、規定13があまりに詳細な条項を含むことから、その全体を削除した。飼料のトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングを可能とする特定の方法を将来開発するための手本となり得る作業が食品輸出入検査認証システム部会において続けられていることを認識し、特別部会は規定12の最後に次の脚注を付することに合意した。

『トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの詳細な手法の開発は、食品輸出入検査認証システム部会における討議の結論を待つべきである。』

適正動物飼養実施規範(飼料添加物の定義及び規定11から13)のステップ

28 特別部会は、飼料添加物の定義及び規定11及び12(添付資料2)について、ステップ8への採択及び適正動物飼養実施規範への挿入のため、第27回コーデックス委員会総会へ進めることとした。

その他の作業(議題4)

29 ECの代表は、特別部会が適正動物飼養実施規範に関する作業を完結したことを祝福する一方、食品チェーンを保護するためこの分野での追加的な作業がなお必要であるという見解を示し、以下のような将来の作業に取り組む特別部会についての新しい委任を提案した。

- ・ 飼料及び飼料原材料加工における HACCP システムの適用
- ・ ネガティブリストの作成
- ・ 飼料に関する世界的な緊急警報システムの詳細な規則の開発
- ・ 有害物質の最小化

30 EC の代表は、飼料に特化した HACCP ガイドラインが飼料の衛生条件を改善し国際貿易の障壁を減らすであろうこと、動物の食物として受け入れられない飼料原材料があること、飼料に起因する人の健康に対するリスクについての全世界的な緊急警報システムを開発する必要があること及び飼料中の農薬及び有害物質についてコーデックスの MRL/EMRL はわずかしかなことについても述べた。

31 アメリカの代表は、これらの問題の重要性を認識する一方、コーデックスのシステムがこれらの事項にどのように取り組むかは注意深く検討する必要があり、MRL/EMRL 及び HACCP のガイドラインの策定のような問題は他の部会でも開発され得るものであるとの見解を示した。

32 いくつかの代表及びオブザーバーは将来の作業に対する EC の提案を支持した。

33 食品の安全性は全体の飼料チェーンを考慮するべきである 例えば、飼料中に存在する菌が消費者の健康に負の影響を及ぼすかもしれない ことから、飼料に関する特定の作業が必要であること、多くの国、特にラテンアメリカ地域、ではその飼料の規制の開発 / 調整を本特別部会の作業に頼っていること及び消費者の健康に影響を及ぼす飼料の安全性の問題について取り組む恒久的なコーデックスの部会の設立を考慮すべきであることが触れられた。

34 特別部会は、飼料中の農薬及び有害物質の MRL/EMRL の策定は利用可能なデータに依存し、物質のネガティブリストの策定には科学的な助言を要求するべきであることに触れた。さらに、全ての部会及び特別部会は、その期間を短くし焦点を絞りながらも、会合の数を減らすという目的を肝に銘じて互いに再評価するという第 26 回総会の決定についても触れた。第 53 回執行委員会において、全ての部会及び特別部会が新しい作業を提案しようとする場合には、第 19 回一般原則部会で提案されたフォーマットに従い計画書を準備するべきであると推奨されたことも触れられた。

35 特別部会は、適正動物飼養実施規範に関する作業を完了したことに触れる一方、動物の飼料の分野における更なる作業が必要であり、総会における検討のために新しい作業のために特定のプロジェクトの提案を準備及び提出することを合意した。特別部会は、上記の議論がこの件についてどのように進行させるかの明確さを与えると考えられることから、これを総会に持ち込むことに合意した。

36 特別部会は、デンマーク政府からの、この件に関する総会での決定に基づく新しい特別部会のホストへの申し出を書き留めた。